

熊本学園大学公益通報の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）の施行に基づき、本学における公益通報に関しての取扱いを定め、公益通報者の保護を図るとともに、個人や法人の生命、身体、名誉及び財産などを守ることによって、本学及び社会の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報)

第2条 公益通報とは、本学の役員、教職員又は関係者などの行為によって、通報対象となる事実が既に生じたか、あるいは生じようとしている旨を、本学の教職員、派遣労働者、関係者又は第三者が本学に通報することをいう。

(公益通報者)

第3条 公益通報者とは、自ら不当に利益を得る目的あるいは他に損害を与える目的など、不正が目的ではなく公益通報した者をいう。

(通報対象となる事実)

第4条 通報対象となる事実とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 生命又は身体の危機
- (2) 財産の侵害
- (3) 名誉の毀損
- (4) 研究不正や公的資金の不正使用
- (5) 環境の破壊
- (6) 社会秩序の混乱
- (7) 公正な競争妨害
- (8) その他犯罪など反社会的行為

(通報窓口)

第5条 公益通報の窓口は総務課とし、電話、メール、ファックス、書面、口頭によって受付をする。

2 総務課長は、緊急性の有無を判断し、速やかに公益通報委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、次の委員で構成し学長が委員長となる。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 総務部長
- (4) 総務課長
- (5) 内部監査室長
- (6) 研究所長、研究科長、学部長、部長・課長など関係する部署の長
- (7) その他委員会が必要と判断した者

2 委員長は、必要と判断した場合に委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、必要と判断した場合に調査委員会を設置することができる。調査委員会については別に定める。

(委員会での審議)

第7条 委員会は、公益通報に関する次の事項について審議、調査を行う。

- (1) 通報対象となる事実の確認
- (2) 公益通報者の聴取
- (3) 公益通報者の保護
- (4) 対象者、関係者の事情聴取
- (5) 対象者、関係者への是正勧告
- (6) 通報対象となる事実の是正措置
- (7) 関連する他の委員会、会議への付託
- (8) 調査委員会の設置
- (9) 調査委員会からの報告
- (10) 常任理事会への報告

- (11) 再発防止案の策定
- (12) その他委員会が必要と判断したもの
(不利益扱いの禁止)

第8条 本学は、公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由に次の各号に掲げる扱いをしてはならない。

- (1) 解雇、雇い止め
- (2) 降格、減給
- (3) 配置転換
- (4) 雇用契約の解除
- (5) その他の不利益行為
(機密保護)

第9条 本学の教職員は、公益通報者、対象者及び関係者の氏名など、公益通報に関して業務上知りえた機密を他に洩らしてはならない。職を辞した後も同様とする。

(第三者の取扱い)

第10条 本学は、公益通報者が第三者の場合であっても、公益通報者保護法の趣旨に則して、公益通報者の保護に努めるものとする。

(事務)

第11条 委員会、調査委員会の事務は、総務課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月1日より施行する。
- 2 この改正は、令和2年4月1日から施行する。